

第20回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和4年3月31日（木）14:00～16:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官

（事務局）規制改革推進室 辻次長、山田参事官

（ヒアリング）

<①：学校等の公共施設における再生可能エネルギー等の促進（地球温暖化対策推進法における公共部門の率先実行のPDCAの在り方）>

環境省 地球環境局 小野局長

地球環境局 地球温暖化対策課 小笠原課長

大臣官房 環境計画課 松田課長

総務省 自治財政局調整課 神門課長

文部科学省 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課 廣田企画調整官

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 岩下課長

防衛省 地方協力局 環境政策課 池田課長

警察庁 長官官房会計課 重松課長（瀬戸口監査室長代理出席）

総務省 消防庁 総務課 石山課長

厚生労働省 政策統括官付（総合政策統括担当） 松本参事官

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 筒井課長

<②：洋上風力発電の促進に向けた入札制度を含む制度改革全般について>

三菱商事エナジーソリューションズ株式会社 岩崎代表取締役社長、田中取締役

一般社団法人 日本風力発電協会 加藤代表理事、斉藤理事・企画部長

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ・新エネ部 新エネルギー対策課 能村課長、石井室長

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 小川課長

国土交通省 港湾局 海洋・環境課中原課長、大岡室長

海事局 外航課 宮沢課長

船員政策課 谷口課長

検査測度課 加藤課長補佐

環境省 大臣官房 環境影響評価課 西村課長

農林水産省 水産庁 計画課 田中課長

4. 議題：

(開会)

①学校等の公共施設における再生可能エネルギー等の促進（地球温暖化対策推進法における公共部門の率先実行のPDCAの在り方）

② 洋上風力発電の促進に向けた入札制度を含む制度改革全般について

(閉会)

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき、誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。

また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきまして、オンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官に御出席いただいております。

それでは、牧島大臣、一言御挨拶をお願い申し上げます。

○牧島大臣 デジタル、規制改革、行政改革担当大臣の牧島かれんです。

本日は議題として、学校等の公共施設における再生可能エネルギー等の促進について、洋上風力発電の促進に向けた入札制度を含む制度改革全般について、2点取り上げます。

前半の議題については、2030年度の公共部門の目標として掲げている6ギガワットの再エネ導入の達成に向けて、現行の地球温暖化対策推進法上のPDCAの仕組みを再検討し、施設種別ごとの再エネ導入目標の設定について御議論いただきます。

公共部門の再エネ導入については、地球温暖化対策推進法上の政府実行計画において、政府及び地方自治体が2030年度には設置可能な建設物、建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとなっているものの、現行の仕組みでは、施設種別ごとのキロワットベースでの導入目標が明確になっていないという課題があります。

また、環境省が地方自治体の環境部局経由で働きかけるだけではなくて、自治体の各部局がなかなか動かないといったような声もお聞きしています。

そこで、本日は、これらの点を解決するためのあるべきPDCAの仕組みを御議論いただき、各担当省庁において、施設種別ごとの再エネ導入目標の設定にコミットいただくよう、お願いを申し上げます。

後半の議題については、昨年9月のタスクフォースにおいて一度御議論いただきましたが、昨年末の秋田県及び千葉県沖の3海域における事業者選定の結果や、日本版セントラ

ル方式の改良の進捗を踏まえて、入札制度を含めた洋上風力発電の促進に向けた規制制度改革全般について御議論いただければと思っております。

御出席いただいております各省庁の皆様には、スピード感を持って、建設的な御議論をお願いできればと思いますので、御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、以上です。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日御発言される方はマイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるために、イヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、一言だけ、事務的な調整により、個別分野の規制改革の成果が出た件に関して、資料の1を提出させていただいております。本日は時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

それでは、1つ目の議題にまいります。学校等の公共施設における再エネの導入促進です。

まず、環境省から7分以内で御説明をお願いします。

○環境省（小笠原課長） 環境省地球温暖化対策課長の小笠原でございます。

それでは、資料2に基づいて、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、公共施設における太陽光発電導入見込み量でございますが、エネルギー基本計画において、政策対応強化ケースの1つの政策として、温対法に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門を率先して実行することによって、6ギガワット分の導入というのを見込んでおります。

これは、2030年度までに国・自治体が保有する設置可能な建築物等の50%に太陽光発電を導入することを目指すこととして、その導入見込み量を推計したものでございます。

具体的には、1ページの右にありますとおり、国・自治体所有の建築物におけるポテンシャル最大量を見積もった上で、屋根の形状等から困難な場合を除き、老朽施設を除き、既設を除いた上で50%導入することによって6ギガワットを導入することが見込まれると推計しているものでございます。

次のページをお願いします。

このうちの国分については、政府実行計画、政府自身の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画というのを温対法に基づいて策定することになっておりまして、それを昨年10月に温対計画と合わせて改定をしております、その中で、設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電を設置することを目指すとして明記しております。

次のページをお願いします。

続いて、自治体でございますけれども、自治体については地球温暖化対策推進法に基づきまして、地球温暖化対策計画に即して、実行計画を策定するという規定になっております。

自治体の実行計画は2種類ございまして、事務事業編、自治体自身の事務事業に関する温室効果ガスをどう減らすかという計画。それから、区域施策編、エリアの排出をどう減らすかという計画があるのですけれども、今日の文脈では、この事務事業編というものに基づいて、どう対策を進めるかというものでございます。

この政府の地球温暖化対策計画におきましては、地方公共団体に対して、実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うということを求めているところでございます。

次のページをお願いします。

さらに、自治体の実行計画の策定実施マニュアルというものがございまして、これを本日付で改定をいたします。そのマニュアルにおいては、2030年に設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電を設置するという目標が設定されている政府実行計画に準じて、太陽光発電の最大限の導入を行うことが期待される旨を記載しております。

こうしたことについて、地方公共団体向けの説明会等において周知徹底を図るとともに、明日付けで通知を発出して周知徹底を図ります。

次のページをお願いします。

こうした計画のフォローアップにつきまして、政府のほうについては、環境省が毎年度、各省に対してフォローアップ調査を実施して取りまとめて、取りまとめた情報については、中央環境審議会の意見を聞いた上で、地球温暖化対策推進本部幹事会に報告して、公表しております。

自治体についても環境省が毎年、施行状況調査を実施して、取りまとめの上、公表をしております。

今後につきましては、新たな政府実行計画等に基づくフォローアップを行っていくことになるわけですが、その際には、今日、この後、御提案のある再エネタスクフォースの提案を踏まえた改善を行いつつ、PDCAをしっかりと回していきたいと考えております。

次のページをお願いします。

こうした公共施設の太陽光発電の導入を促進するために、特に自治体の保有する施設への導入を促進するために、ハード面の支援といたしまして、公共施設への自立・分散型エネルギーの導入推進事業ということで、令和3年、4年、補正と合わせて90億円の予算であるとか、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金200億円、これは、脱炭素先行地域に対する支援が主眼の予算ではあるのですけれども、脱炭素先行地域以外にも屋根置き太陽光の支援等も行っていくこととしております。

それから、PPAという第三者が設置する太陽光発電設備から電力を長期購入する方式、これは初期投資が不要な方式なのですけれども、このPPA方式によって太陽光を導入するものに対する支援事業というものも行っております。

それから、ソフト面の支援として、自治体さんにおける太陽光発電整備の導入調査に対する支援といったことも行っております。

それから、この後御説明のある総務省さんから、公共施設等適正管理推進事業費の対象に脱炭素化事業として太陽光パネルの整備等を追加いただいたところでありますので、その活用も促していきたいと考えております。

それから、先ほどのPPAモデル、初期投資が不要という特長がございますので、こういったものを環境省保有施設での導入事例を作って、各省に展開をしていくべく、政府としての導入事例を行う検討を今進めているところでございます。

それから、これまで政府におけるPPAについては、長期契約等の観点から難しかったのですが、すけれども、財務省さんと御相談をして、通知を改正いただいて、屋上等の使用許可を複数回更新できるように改正をいただいておりますので、政府においてPPAを実施する上での支障がなくなりましたので、今後こういったものも展開をしていきたいと考えております。

環境省からの説明は、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、総務省から3分程度で御説明をお願いいたします。

○総務省（神門課長） 総務省でございます。

先ほど環境省さんから御説明がございましたが、地方団体におきましては、2つの役割があると思っております。

地域の脱炭素を進めていくという役割、そして、もう一つは、そのためにということになります。地域住民あるいは企業の模範となるように、自ら率先して行動すること。この2つがあるかと思っております。総務省といたしましては、率先行動のほうにも着目いたしまして、令和4年度から財政措置を講じることといたしましたので、御説明をいたします。

昨年10月に閣議決定されました温対計画におきまして、地方団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされております。

そのため、地方団体が脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、令和4年度から、公共施設等適正管理推進事業費の対象事業に、新たに脱炭素化事業を追加することといたしました。

1にございますように、対象事業といたしましては、温対計画に書かれております、地方団体が率先的に取り組むこととされている事業である、太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入ということで、公共施設・公用施設において、こうした整備をする場合に、この地方債の対象とすることとしております。

期間につきましては、令和4年度から令和7年度までとしておりますが、これは温対計画で令和7年度までを集中期間として、脱炭素化を前提とした施策を総動員するということとされておりますので、これを踏まえまして、当面、令和7年度までとしたところでございます。

事業費につきましては、1000億円、地方財政措置といたしましては、充当率90%、交付

税措置率、これは財政力に応じて30から50%、かなり高い措置率でございますが、こうした対応させていただくこととしております。

2でございますが、あわせて地方団体の公営企業につきましても、先ほどと同様の事業を対象に、地方財政措置を講じることとしておりして、水道、下水道、病院等、公営企業の脱炭素化についても推進をすることとしております。

地方団体におかれましては、こうした事業を活用して、公共施設・公用施設の脱炭素化に一層積極的に取り組んでいただきたいと思いますと思っております、地域住民あるいは地域企業の模範となっただきたいと考えております。

また、我々総務省といたしましても、こうした詳細な措置につきまして、既に地方団体に説明をしてきておりまして、今後とも積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して、川本委員から委員提案をお願いしたいと思います。10分以内をお願いします。

○川本委員 皆様、本日は御参加、大変ありがとうございます。再エネタスクフォースの川本です。

「学校等の公共施設における再生可能エネルギー等の推進に関する提言」について御説明申し上げます。

カーボンニュートラル社会は一朝一夕には実現できず、長期にわたる広範な関係者の粘り強い努力が求められます。

そうして考えたときに、公共部門が保有、管理する多種多様な施設に太陽光発電設備を設置していくことは、再生可能エネルギー導入の上で重要な貢献になります。

言うまでもなく、国や自治体の庁舎、学校、公立病院など、多くの公共施設は、幅広い層の国民が日常的に訪れ、よく目にする場でございます。そこに太陽光発電施設が設置されるということで、国民に高い訴求力を持つことが期待されます。

また、「隗より始めよ」という言葉もありますように、民間部門に規制や指導をする立場にある国や自治体が率先して太陽光発電を設置する姿を示すということは、様々な政策の実効性を高めることにも役立つと思えます。

資料の7ページをご覧ください。国の国有地の中の庁舎や宿舍という公有財産が占める面積、これは国土面積からしますと、ここにありますように、0.3%という数字でございます。

次のページに、自治体の方は、さらに大きく、国土面積の1.1%という数字がございます。

したがって、こういった公共施設の上に仮に須らく太陽光発電施設を設置していきますと、単純な試算では数百メガワットを超えるぐらい巨大な導入の潜在量があることになります。

資料の2ページにグラフで示しておりますように、昨年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画と一緒に公表されましたエネルギー需給見通しがございますが、その中で公共施設への太陽光発電の導入量は、2030年に6ギガワットという数字が見込まれております。

そして、同時期に、やはり閣議決定されました、地球温暖化対策法での政府実行計画の中では、設置可能な建物の50%以上に太陽光発電設備の設置を目指すと明記されているところ です。

このように、現在、公共施設への太陽光発電導入について、設置数に関する目標は明確になっている、これは大変喜ばしいと考えます。

ただし、これを先ほどのエネルギー需給見通しの2030年6ギガワットという数字の実現につなげていくためには、現在の中央、地方の連携の在り方には、まだまだ大きな課題があると考えております。

本日タスクフォースとして強く訴えたいのは、公共部門が継続的に、今後何年にもわたって太陽光発電施設設置に取り組み続ける。そして、そのスピードが遅い場合には、スピードアップしてもらおう。こうしたメカニズム、これをしっかりと今、早急に作る必要があるということでございます。

これは、よくプラン・ドゥー・チェック・アクション、あるいはPDCAと呼ばれるサイクルを回し続けていく、そういったことを意味しております。

資料の9ページにありますように、役所の庁舎、学校、病院、福祉関係などの公共施設、これは様々な行政機能を果たしております。したがって、多様な省庁の所管のもとにございます。今日は、皆様御出席いただいております。

かつ、多くの施設は、先ほどの数字にもありましたように、地方自治体の管理のもとにあるという実態があります。

今回、私どもタスクフォース事務局が調査をいたしました。こうした様々な施設に関して、設置可能な建物の50%以上に発電施設を作るという目標はあります。しかしながら、例えば、先ほどの庁舎ですとか、学校ですとか、そういった施設の種別ごとに、どれぐらい導入を目指すかという、全国的なキロワット目標は現在、実は存在していません。

したがって、この6ギガワットの内数、内訳は何なのかということは、今、日本の政府の中でも誰も把握していないという状況です。

また、毎年度、各種の施設ごとに、何キロワットの太陽光、例えば学校であれば、学校施設で来年何キロワットの太陽光の設置がなされるのかについて、システムティックに情報を全国的に集めるという仕組みもありません。これが今回の調査で分かったわけでございます。

そういう情報の収集がないために、全体の6ギガワットの実現に向けて、現状よりももっと頑張ってもらおう、といったフィードバックの仕組みというのが、現在の日本の政府にはないということです。現場での施設整備の予算確保、これは、先ほど総務省さんのほうからもお話があったように、予算措置を用意されているのは大変結構なことだと思います。

が、具体的に現場がどれぐらいのスピードで取り組んでいくのか、ちゃんとそれが6ギガワットという2030年目標に近づけるのか、ということについて全く保証がないのが現状です。

資料の13ページに地方自治体職員の方の意識についても少しデータがございます。まだまだ環境政策の優先度という点では意識は十分でないのが現状のようであり、先ほど来申し上げております、私どもの危惧の念はますます強くなります。

資料の11ページが、今回の提言のサマリーでございます。

現状を示しているのが左側のシステムで、これを右側に早急にシフトしていただきたいというお願いでございます。

右側の目指すべきシステムとは、施設種類ごとに所管官庁はキロワットベースで全国の導入の現状及び見込み量について正確に把握していただくこととなります。そしてこれに基づき目標の実現に向けた必要な措置を積極的にとっていただくことを担保いたします。

2030年といっても、まだ先のことだということではなくて、12ページにロードマップもお示ししておりますように、情報収集システムを今から作っていくということから、直ちに始めていただきたいということでございます。

より具体的に提言書に沿って御説明いたしますと、まず、この4の必要な措置の(1)にありますように、各所管官庁には、施設種ごとのキロワットベースの2030年の導入目標の数値を作っていくていただきます。

同時に、2030年6ギガワット、この全体の数字の実現に、一義的な責任を持っておられます環境省が、施設種別ごとに、キロワット導入見込みの情報を自治体から集め、それを中央の方に受け渡したり、あるいは施設所管官庁と情報交換や、働きかけをしていただく。つまり、公共部門のPDCAサイクルの基軸、推進役に環境省がなっていたいただきたいというお願いです。

(2)は自治体に関してです。自治体は各施設の所管省庁との間で関係部署が連絡会議などを日常的に持っておられます。そういった日常的接触の仕組みを通じて、働きかけをしていただくことが期待されます。

さらに加えて、環境省は、様々な自治体がこれに取り組む上での財政措置も含むメニュー、あるいは、先ほども少し御説明ありましたが、PPAモデルなど、民間のノウハウや資金の活用を含む手法について、非常にいろいろな知識を持っておられます。それに基づき積極的な技術的助言を自治体に対してしていただくことをお願いしたいと思っております。

最後の(3)でございますけれども、独立行政法人の施設について、これまで、やや規律が緩んでいるところがございますので、ぜひこれも所管官庁のほうから強い御指導をお願いしたいと思っております。

以上、公共部門のカーボンニュートラル社会実現に向けた主導的役割を期待いたしましてお願いしたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、主な公共施設を所管する文科省、国交省、防衛省、警察庁、消防庁、厚労省、環境省、この順番に合わせて10分程度でコメントをお願いします。資料の説明がある省庁は2分以内、それ以外の省庁は30秒程度でお願いしたいと思います。

それでは、まず、文科省から。

○文部科学省（廣田企画調整官） 文部科学省でございます。

資料5-1を画面のほうに表示させていただいております。2050年カーボンニュートラルの実現のために、公共施設全体の率先行動が必要である中で、子供たちの学びの場であり、公共施設の4割を占める学校施設においても、率先して、省エネ・再エネに取り組んでいく必要があることを認識しております。

このような観点から、文科省では、再生可能エネルギー設備の整備を促進しているところでございまして、現状は、この資料に記載しているとおりでございます。

現状は、一番左の1番のところにありますように、再生可能エネルギーは、様々太陽光以外にもありますけれども、最も多いのは、この太陽光発電の整備でございます。

太陽光発電設備が整備されている公立学校の数は合計1万1456ということで、公立小中学校の約34%に整備がされているという状況でございますけれども、右側を見ていただきますと、そのワット数が書かれております。設備容量の合計が、現状においては約22万キロワット程度となっているところでございます。

これに関連しまして、太陽光発電の整備に関しての支援のメニューについて御説明をさせていただきます。

その他の整備については、原則として3分の1の補助のところを、その重要性に鑑みまして、2分の1の補助率で積極的に支援をさせていただいているところでございます。

今後さらなる取組を加速していくために、文科省では再エネのみならず、省エネも含めて、学校施設のZEB化を促進していくということとしておりまして、令和4年度予算においても、特別加算の仕組みにより支援するなど、積極的な支援を図っていくこととしております。引き続き、関係省庁と連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、国交省、お願いします。

○国土交通省（岩下課長） 国土交通省住宅局でございます。大変お世話になっております。

資料5-2「カーボンニュートラル実現に向けた公営住宅における取組について」という資料を御覧いただきたいと思っております。

公営住宅でございますが、現状、国で定める整備基準を参酌して公共団体が条例で整備基準を定めて整備をしております。

国では、その整備基準を定めるとともに、目安となる内容を技術的助言として通知をし

ている状況でございます。

今回この4月に、国の整備基準の見直しをいたしまして、公営住宅を整備する際には、より省エネ化、再エネ化を進めようということでございまして、この資料の中頃にありますように、省エネの基準につきましては、現行の省エネ基準、これは断熱等性能等級4というものを、ZEH水準に引き上げるとともに、再生可能エネルギーの導入につきましても、太陽光発電設備を原則設置ということで基準の見直しをいたしました。

今般の見直しというのは、本来2030年度以降の新築住宅について、ZEH基準を確保するという目標をしているところでございますけれども、先ほど来お話がありますように、公共団体が、この事業者である公営住宅というものは、民間の住宅よりも率先して取り組もうということで、2020年度から対策を講じていこうということでございます。

国交省としましては、公共団体が、カーボンニュートラルに向けて、公営住宅における取組が進むように、しっかりとフォローし、応援していきたいと思っております。

国交省からの説明は、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、防衛省、お願いします。

○防衛省（池田課長） 防衛省でございます。

防衛省の取組について御説明いたします。

防衛省・自衛隊の取組として、令和2年度から再生エネルギーによる電力調達を開始しております。

令和2年6月、防衛省・自衛隊としてRE100アンバサダー、これは、最終的に使用電力100%再生エネルギー電力で転換することを目指すRE100という世界的な取組に賛同している民間企業等を支援する立場であります、アンバサダーに就任しまして、自らも再生エネルギーの電力調達の取組を推進しています。

令和3年度は、全国各地の自衛隊約988施設、これは契約単位でございますが、この施設数のうちの528施設、約53.4%において、再エネ電力の調達をすることになりました。

これは、昨年度151施設と比較して約3.5倍となっております。

本年度は、防衛省・自衛隊では、全体として約12.8億キロワットアワーの電気を使用する見込みとなっております、そのうち約6.3億キロワットアワー、約48.8%を再生エネルギー電力の調達をすることになっております。これは、昨年度約9100万キロワットアワーと比較すると、約6.8倍ということになります。

政府全体の電力使用量の約40%を占めている防衛省・自衛隊で、約50%の電力を再エネ電力で調達するということは、要するに防衛省・自衛隊だけで、政府全体の電力使用量の約20%を再エネ電力に転換しているということになります。

今後もこのような再生可能エネルギーの電力調達を推進していきたいと思っております。

防衛省からは、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、警察庁、お願いします。

○警察庁（瀬戸口監査室長） 警察庁会計課です。

本日、特段資料はございませんが、先ほどの委員の御提言を受けまして、警察庁といたしましては、国の機関として率先して太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの対策の促進を進めてまいりたいと考えております。

また、警察庁は、都道府県警察に対しまして、環境対策について直接に措置を講じさせる権限はございませんが、地方公共団体の方針に従って、環境対策を推進するよう、担当者会議での周知や通達の発出など、可能な働きかけを行うとともに、各都道府県警察の目標や進捗状況を的確に把握することで、その取組を促してまいりたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、消防庁、お願いします。

○総務省（石山課長） 消防庁でございます。

太陽光発電設備の設置は、環境政策という観点から行われるべきでございますので、地方公共団体向けの支援策については、環境省が主体となって強力に進めていただくことが何より重要かと考えております。

地方公共団体において、それを受けて、消防関係施設も含めた地方公共団体の保有施設に係る太陽光発電の導入目標、導入の進め方を総合的に判断されるものと考えております。

政府の一員として消防庁といたしましては、都道府県の担当課長会議や消防関連の研修会など、機会を捉えて、政府の取組の情報提供といった、働きかけを行っていきたくと考えております。

ただし、警察庁からのお話もありましたが、消防本部に対して、消防庁は強制する権限がございません。その点については御承知おきいただければと思っております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省（松本参事官） 厚生労働省政策統括室でございます。よろしく願いいたします。

厚生労働省といたしましては、環境省が実施され、把握される施設ごとの実績を共有いただいて、また、具体的な目標の在り方などについて、環境省と御相談の上で、地方公共団体への働きかけを進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○山田参事官 最後に、環境省廃棄物部局からお願いします。

○環境省（筒井課長） 環境省廃棄物適正処理推進課でございます。

私どもの所管する公共施設としまして、市町村のごみ処理施設、すなわち一般廃棄物処理施設がございます。

これまで所管部局として、廃棄物処理に伴う熱やエネルギーの回収という取組を進めてきたわけでございますけれども、改定される地方公共団体の実行計画実施マニュアルに基づいて、太陽光発電等につきましても、一般廃棄物処理施設において取組がなされるよう、所管部局として、しっかりと都道府県の担当会議などの場で働きかけを進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえまして、質疑応答に入りたいと思います。発言者は、こちらから指名させていただきますので、希望される方は、手を挙げる機能で挙手をいただければと思います。質問と回答は簡潔にお願いしたいと思います。

議題1は、2時50分には終わらせたいと思っておりますので、効率的な進行に御協力いただければと思います。

それでは、御発言のある方、手を挙げていただければと思いますけれども、まず、川本さん、お願いします。

○川本構成員 皆様、御説明大変ありがとうございました。

まず、環境省さんにお聞きしたいのですけれども、2つございまして、1つは、これから自治体向けに様々な施設ごとに、どれぐらいのキロワットが入っていくのかを、最終的に把握していくこととなります。環境省さんに念押しではあるのですけれども、こういった調査をされる際に、施設ごとにきちんとデータをとって全国的に、例えば学校だったらどれぐらいとか、病院だったらどれぐらいというような形で把握していくということで、よろしいでしょうか。これが第1点です。

それから、第2点で、こういった情報は非常に膨大な量になると思います。これを最小限の負担で行うために、デジタル化をぜひ図っていただきたい。それには、やはり、PDCAの軸となる環境省さんが、クラウド上で自治体が簡単に直接情報を入力できるようなシステムを整備する。こうした点も含め、環境省が推進していただけると理解しております。それでよろしいでしょうか、2点、よろしく申し上げます。

○山田参事官 環境省からお願いします。

○環境省（小笠原課長） 環境省でございます。ありがとうございます。

まずもってこの6ギガワットの達成というのは、エネルギーミックス達成の上に非常に重要でございます。

そのために、今日いただいた御提案、非常に重要な御提案をいただいたものと認識しておりまして、御提案を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

御質問の点でいくと、自治体向けの施設ごとのキロワットの把握という点について、そういったことで自治体向けの調査をして把握していきたいと、したがって、御趣旨のとおりしていきます。

それで、実施に当たって、自治体さんは、大変たくさんの業務を抱えておられますので、

調査に対応していく上で自治体さんの負担というのは、現実としてはあるわけでございますけれども、そういう中で、どのように御協力をいただけるかというのは、我々も汗をかいてお願いをしていかないといけないと思っています。

その際に、なるべく負担を減らしていくため、デジタル化が重要ということはおっしゃるとおりでございます。既にこの調査については、LAPSSと我々が呼んでいるシステムに入力いただく形で、既にデジタル化を図っておりますので、そこに入力いただければ、データが把握できると、答えとしては、既にデジタル化の対応をしておりますと、そういうことでございます。

○川本構成員 ありがとうございます。私どもが提案しております、ロードマップがございいますが、これに沿ってやっていけそうな感じを持ったのですが、ぜひ、よろしく願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、大林委員と八田委員から手が挙がっておりますので、その順番でお願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

私、皆様のお話を聞く前まで、20分ぐらい前までは、確かに環境省が率先して、これをやっていくべきだと思っていましたが、皆様のお話を聞くと、何だか人ごとのように思っただけなのではと感じました。地球環境の観点から太陽光発電を入れなくてはならないというようなご発言が出ていましたが、私は、自然エネルギーを入れていくというのは、単に二酸化炭素を減らすというだけではなくて、文科省であれば、子供たちへの教育的観点もありますし、防衛省や消防庁の観点から申し上げますと、レジリエンスを高めていくという意味で、非常に重要です。

今、ウクライナ危機があつて、エネルギー危機があつて、電力が足りないので省エネしてくださいということが、総理からも言われているような状況です。

そういった中で、エネルギー自立の観点からの自然エネルギーの役割というのは、世界的にも、今、大きく見直されています。ですので、ぜひ、それぞれの省庁の方々が、自らの抱える問題としてやっていくということを思っただきたいと思います。確かにフォローアップのチェックをするのは、環境省だろうと思うのですが、

それで、1つ申し上げたいのが、防衛省に関しては、政府全体の40%の電力を使用するという立場から、非常に積極的に再生可能エネルギーを入れられていて、大臣を含めて、積極的にやられていると認識をしていますので、引き続き頑張っただきたいです。

というのは、海外では気候変動の問題でエネルギーの問題というのは、安全保障の問題です。ですので、ペンタゴンなども積極的にエネルギーの自立化、自然エネルギー化をやっていますので、ぜひ防衛省もさらに頑張っただきたいです。

そして一言だけ、国交省の方に対して申し上げたいのですが、「脱炭素社会に向けた住宅建築物における省エネ対策等のあり方検討会」、「あり方進め方検討会」と言われてい

ますが、そこで国交省の役割として、特に住宅建築物分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組むということが書き込まれたという理解をしております。こうして国交省の役割は非常に大きいと思いますので、環境省、経済産業省とともに、建築物における自然エネルギーの導入を主体的にやっていただきたいと思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、八田先生からお話を伺って、回答の求めたいと思います。

○八田構成員 私は環境省に対するお願いがあります。国交省のある局に対して、太陽光を非常に広い土地を使っておられるので、そこに太陽光を導入してくださいと要望しました。それに対して国交相は、その施設は夜しか使わないから、昼に太陽光で発電しても蓄電施設が要る。それには非常に金がかかるし、肝心の夜には、ほかから買ってこないといけないから、それは採算に乗りませんというお答えだったのですね。

その発想の裏には、昔から太陽光で発電した電力は自家消費するものだという考えがあって、系統につないで、例えば取引所に売れるのだという考えがない。

系統につないで、昼の需要の高いところにどんどん売ればいいわけで、夜はまた夜で別に買えばいいわけですが。しかしそれぞれの官庁は、昔からの考えにとらわれていて、やむを得ないかもしれない。環境省としては、ぜひとも、そういうことに関して、アドバイスを各省に対してしていただいて、太陽光の導入、風力もそうでしょうけれども、決して電池がたくさん必要なものではなくて、採算上、非常に有利になり得るものだということを御指導いただきたいと、そう思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

一旦ちょっとここで切って、大林さんと八田先生のコメントに対して、環境省から何かあれば、あと、大林さんからは、国交省に対しての御質問もありますけれども、環境省と国交省からそれぞれ一言ずつお願いできますか。

○環境省（小笠原課長） それでは、環境省のほうから、まず、大林委員のコメントも、環境省も含めてしっかりやれということと肝に銘じて受け止めさせていただきます。

それから、八田委員のほうからの御指摘、夜しか電気を使わないというところ、先ほど、我々も御説明をしたとおり、PPAや、それから場所貸しであれば、そういう場合に、省庁側は場所を貸すだけで、あとは、事業者のほうで、電気を設置して、売ってくれるわけですから、PPAの活用や場所貸しみたいなものの、まさに適するケースだと思われまますので、環境省自身もPPAの1号案件を作って、そういうノウハウを各省に移転する。

自治体などでは、PPAをやっているところがたくさんあるわけでご覧しまして、政府の中でも、そういったノウハウを広げていくということをしっかりやっていきたいと思っております。

○国土交通省（岩下課長） 国土交通省でございます。

大林先生から御発言いただきまして、ありがとうございます。

在り方検討会の中で御議論いただいたこと、重々我々も重く受け止めまして、この住宅建築物を所管する国交省として、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの導入等、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、環境省その他、経産省その他のところとしっかり連携をとって、責任を持ってしっかり取り組んでまいりたいと思っております。引き続き、御指導よろしくお願ひいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、高橋先生、川本さんから、また手が挙がっておりますので、それぞれ御発言いただいた後に、また、省庁から回答をいただいて、それで最後、大臣に御発言をいただきたいと思っております。

それでは、まず、高橋先生から。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋です。

先ほどの意見書の最後のところで、独法について私のほうから再度確認といひますか、お願ひを申し上げたいと思ひます。

独法の中には、低炭素社会実行計画ですか、そちらのほうを書いているということで、それで済まされている場合という独法もあると聞いております。けれども、やはり、太陽光発電をいつまでに幾ら設置していくのかという目標があるということが、今日の議題の関係からは非常に重要だと思ひておりますので、そういう太陽光発電の目標を、その計画に入れさせるということが不可欠だと思ひております。

それから、私の大学も、実は公立大学法人でございまして、これも独法の1つだということだと思ひますけれども、やはり今ちょうど学生がRE100をやるのだというような運動をしているところなのですけれども、なかなかやはり大学の事務のほうになると、そのやり方がよく分からないと、これは先ほどからPPAモデルというのがあるではないかということなのですけれども、やはりそういう地方の現場とかに行くと、そういうことを存じ上げない方々がかなり多いのですね。みんながみんなPPAを知っていてやっているわけではありませぬので、やはりそういうところは、金銭的などというよりも、むしろノウハウの助言が非常に重要だと思ひます。

先ほど大林委員のほうからも御指摘がありましたけれども、かなり役所によって温度差があります。もちろん音頭取りは、環境省さんがやるのだと思うのですけれども、そういうマニュアルとかは、環境省さんが作るのだと思ひますけれども、やはりそれぞれの所管をされている役所、直接の権限がないと言われても、非常に大きな影響力を持っていらっしゃるから、もうこれは政府全体で脱炭素をやらないといけないのだという意識を持って、そういう独法のほうに対しても助言をする、支援をするということを、自分ごととして前向きにやっていただければと思ひます。

以上です。

○山田参事官 川本さん、お願ひします。

○川本構成員 この質問は、各種の施設を所管しておられる、先ほどいろいろ御説明いただいた省庁さんに対して質問、確認です。私どもは、今日の提言のポイントは、2030年にどうやって日本政府として中央、地方を合わせて6ギガワットという設置を達成できるかという点だと思っております。そのためには、施設種別ごとに、最終的2030年に何万キロワットの導入を目指すのか、それぞれの施設担当官庁さんが数字を作り、それにコミットしていただくということが極めて重要になります。

我々のお示したロードマップでも、現在は、皆さん、まだ情報を収集していないので、ベースはないのですが、行く行くはコミットしていただくということになると思います。各省さんとも、それぞれ実行計画を作られているわけですから、その中で目標も位置づけていただくということになると思います。

この点に関し、施設種別ごとの導入目標を作っていくということで、各省さんよろしいでしょうか。確認でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、環境省から独法への取組について一言御発言いただいた後に、あと、目標設定について、反対だという役所がありましたら、ぜひ御発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。まず、環境省から。

○環境省（小笠原課長）では、まず、環境省のほうですけれども、川本委員の施設種別ごとの目標設定というところ、環境省として、そういったことで各省を取りまとめて、今日の点を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

それから、高橋委員のほうから、独法の取組という指摘をいただきました。今日の提言の中で、独法、特殊法人、国立大学法人等の取組を、計画策定を促していくというところ、その点、取り組んでいきたいと思っております。

一方で、低炭素社会実行計画に、特殊法人の中で低炭素社会実行計画をやっている法人につきましても、実態でいくと、具体的にはNTTとか、JRとか、全国的に巨大なインフラを持っている、それで、ビジネスを展開している企業でございまして、実行計画が、オフィス等の再エネ、省エネというのを念頭に作っている計画でございまして、そういったものが、こういったJRさんとか、NTTさんに妥当するかどうかというのは、そこは機械的な運用というのは、適当ではない部分もあり得るなということは感じております。

以上です。

○山田参事官 すみません、時間がないので、そろそろこら辺で終わりにしたいと思います。

最後の点については、国並びの目標設定を、ぜひ、働きかけていただくように、事務局としてもお願いしたいと思います。

また、川本委員から申し上げた各省の目標設定については、皆様の反対もなく、受け入れていただいたものだと思っております。

それでは、最後に大臣から御発言はございますでしょうか。

○牧島大臣 ありがとうございます。

環境省、総務省、そして主要な公共施設を担当する各省の皆様にご協力をいただき、また、有識者の方々からも真剣な御議論をいただきまして、心から感謝申し上げます。

今後、各省におかれましては、国及び地方公共団体の再エネの導入量と見通しを把握していただいた上で、公共施設種別ごとの再エネの導入目標を定めていたこととなります。今日は、ある意味スタートの日ということになるかと思えます。

1年後には、国及び地方公共団体の再エネの導入量や見通しが把握できますので、再エネタスクフォースとしても、その後速やかに、施設種別ごとの再エネ導入目標設定の検討状況について、改めてフォローアップをさせていただきます。ぜひ、野心的な目標設定となるように御尽力をお願いいたします。

なお、国会出席をしなければならない関係で、一旦ここで退席となります。御参加予定の三菱商事エナジーソリューションズ、日本風力発電協会、各省の皆様、申し訳ありません。山田大臣政務官が入っています。また、事務局の皆様にも、この後の議事進行を委ねさせていただきます。後刻フォローアップをし、また進捗を確認いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、2番目の議題にまいります。

洋上風力発電の促進に向けた入札制度を含む制度改革全般であります。

まず、最初に、三菱商事エナジーソリューションズ様から7分以内で御説明をお願いいたします。

○三菱商事エナジーソリューションズ株式会社(岩崎代表取締役社長) 皆様こんにちは。私、三菱商事エナジーソリューションズの社長を務めております、岩崎芳博と申します。

今日は、洋上風力ファーストラウンドの事業権入札と、私どもの取組方針について、かいつまんで御説明申し上げたいと思えます。

事前に、お手元に資料6を配布頂いているとお伺いしております。

私どもは、「洋上風力の“つぎ”を創る」ということを内部のキーワード、テーマとして設定し、今回、数年前から地元に入り、皆様のニーズを伺いながら私どもなりの洋上風力発電事業を構想し、また、三菱商事グループが2010年代初頭からヨーロッパで積み上げてきた洋上風力の実績、また、それを積み上げる過程で育ててきた洋上人材を日本に還流させて、コストというよりは、設備仕様、工法、これを最適化して、今回入札提案書類にまとめて提出させていただきました。

それと同時に、地域との共生・共創策、こちらも練り上げたものを提案して、今回の事業者として選定される機会をいただいたと理解をしております。

お手元の次のページをめくっていただけますでしょうか。

今回、御案内のとおり、銚子、それから秋田の2海域、こちらの洋上風力の事業機会を頂戴いたしました。私どもはこれら3海域全てに応札をいたしましたけれども、先ほど申

しました洋上人材、それから、ヨーロッパにおける兄弟会社であるEnecoの洋上人材を含めて、毎日、現在もそうですが、喧々諤々の議論をして、内容を作り上げ、提案を申し上げました。

それぞれ1件1件、中身を吟味し、見積もりを頂戴したコストを積み上げて、設備仕様、それから工法を工夫して入札する電力単価を磨き、また、地域共生・共創策を盛り込んで、1件1件きちんと積み上げベースで、入札提案を練り上げました。

今回、御評価をいただいて、3海域を同時に開発するという機会を頂戴しましたけれども、船の取り回し、工事、それから全ての実行計画を含めて、これら3海域を同時並行的に着実に施工できる計画をあらかじめ作成しております。

これに基づきまして、私どもは三菱商事グループを挙げて、3海域、しっかりファーストラウンドをやり遂げていくという所存であります。

次のページでございます。

今回、3海域の洋上風力を入札提案するに当たって、我々が掲げた目標は3つございます。

この上の段の赤字で書いてある3つでございますけれども、まず1つは、「エネルギーコストの低減」です。

総合商社として、様々な産業界の方々との接点を持たせていただいております。特に電子部品等の輸出産業、ヨーロッパをメイン市場とする方々に多いのですが、再生可能エネルギーで作らないと、自分の製品が買ってもらえない、サプライチェーンに入れたい、こういったお客様が多数いらっしゃいます。

そういう方々のために、日本の中に競争力のある再エネをなるべく多く供給をして、日本全体の産業界の底上げをしていきたい。産業界の黒子として考えて取り組んだ「エネルギーコストの低減」というのが、1つ大きな目標であります。

2つ目、「国内産業、関連産業の創出」です。洋上風力は新しい産業です。私どものようなディベロッパーのみならず、製品、サービスを30年の長きにわたって提供していくサプライヤーも必要となります。

この関連のサプライチェーン、これを、日本の中に、また、立地地域の中に数多く作っていききたい。そういった関連製品製造・サービス提供を担っていただけるサプライヤーを増やす努力を、人づくりを含めてやっていきたいと考えております。かつ、日本の市場のみならず、この洋上風力を日本発の輸出産業にしていく、そういう意気込みを持って、競争力のあるサプライチェーンを強靱に共に作っていく、そういった方々をなるべく多く増やしていきたいと考えております。

3つ目の目標は、「地域創生」です。

洋上風力は、海をお借りして、また地域に根差して、30年に亘って展開していく仕事と考えております。

我々が立地地域で事業を展開することによって、洋上風力のみならず、海プラス陸、それから、立地地域の市民生活、こういったところへの、何かしらのプラスをもたらしたい。

本当に地域に根差した企業市民として生きていく、その中で洋上風力「も」やっていくという方針で取り組んでまいります。

具体的には、次のページでございますけれども、まず3つのうち2つ目で申し上げました「関連産業、サプライチェーン」というところでございます。

こちらにつきましては、建設工程、それから長きにわたる商業運転の時期、これらに必要となる設備、部品、サービス、金融を含めた関連サービス、それから社会生活を支える地元企業のサービス、そういったことを含めて、我々が取り組む仕事をなるべく多くの部分に因数分解をして、なるべく多くの方々に、それを日本企業の方に担ってもらい、そういったビジネスマッチング、サプライヤーの発掘ということを定期的に実施して、日本の洋上風力官民協議会で掲げております、「2040年国内調達率60%」というところを目指して、ぜひやっていきたいと考えています。

それから、次のページでございます。

先ほど申した3つの目的の3つ目の「地域創生」です。地元どんなニーズがあるか、地元がどんな“つぎ”を目指しているのか、こちらを地域の様々な方々のお話を伺いながら、我々なりに、総合商社のいろいろな部署のサービス、各部署の機能、それから、NTTさん、アマゾンさん、キリンさん等々の協力企業、こちらのリソースも頂戴しながら、こういった志をともしにする方々、地域共生をやっていこうという方々とともに、洋上風力「も」行う洋上風力発電事業というのを展開していきたい。

私どもは、3つのディメンジョンで、地域共生・共創策を提案しております。

1つ目は、「漁業関係、漁業の支援体制」、2つ目は、地域、陸の部分ですが、「地域産業、雇用の振興」、それから、3つ目のディメンジョンとしては、「地域にいらっしゃる住民の生活の支援」。こういったことを我々の洋上風力が来ることによって、今後30年間、地域共生・共創策もしっかり、地域企業市民としてやってまいりたいと考えております。

次のページをお願いします。

ファーストラウンドの入札を踏まえて、これから、これを実行してまいりますけれども、現段階までに我々が気付きました、「こういった制度が改定されれば、さらによいのではないか」というところを記載しております。

特に、1番目、2番目、4番目、7番目というところかと思っておりますけれども、1番目、セントラル方式の早期の実現です。

国によるデータ収集、それから、洋上風力の事業権入札の土台を作っていただく部分を政府にお願いして、競争領域と非競争領域を明確にして、より日本の洋上風力の質、また入札の質を上げていくということが大事かと考えます。

2番目、国内サプライチェーン構築と、シンプルな競争入札を可能とする事前審査ということでもあります。

私どもは、産業界の黒子として、日本にサプライチェーンを作っていきたいと思っております。

けれども、事業者によっては、やはり海外のものをそのまま持ってきたほうが簡単にできるということを選択されるかもしれません。

したがって、1つの案でありますけれども、事前資格審査で、サプライチェーン計画としてどんなものを考えていますかというのを予め、入札予定者から出してもらって、その中で、一定程度のものをクリアした入札予定者の中での競争とするというのがよいのではないかと考えております。

4番目、事業者の責めによらない不可抗力事象を明確化し、予見性を向上するということです。

不確実性、リスクというのが、コスト増に結びつきます。この不確実性、これをいかに極小化していくかということが、コスト低減、競争力強化の鍵になると思います。

重要なことは、不可抗力事象を明確化して、予見性を向上することかと思えます。

あと7番目、こちらは議論されているところでありますけれども、様々な規制緩和・ルール変更を行う際には、透明性、公平性、公正性を以て進めていくことが、競争力ある健全な市場環境の整備には大事かと考えます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、日本風力発電協会から、こちら7分以内で御説明をお願いいたします。

○一般社団法人日本風力発電協会（加藤代表理事） 日本風力発電協会の加藤でございます。

昨年も、この規制等の総点検タスクフォースでお話させていただきましたので、重複するところがあるかと思えますけれども、洋上風力を主力電源に向けてということでやるべきこと、課題ということについて取りまとめたので発表させていただきます。

お配りの資料の2ページ目でございます。

ここに書いておりますように、主力電源に向けてやるべきこと、1番目、目標の達成、工程表ですね、詳細は後でやりますけれども、あと海洋空間計画、セントラル方式、基地港湾の整備、系統の整備、国内産業の創出と、それに前はあまり触れませんでしたけれども、今回浮体式ということについても触れております。

それから、ヨーロッパでは再生可能エネルギーがどんどん入ってくるという前提で脱炭素の切り札として、余った電力をどう活用して水素社会を作るかということもありますので、水素についてもちょっと触れております。

この8項目が、洋上風力を導入して主力電源にするための課題かと思っております。

それでは、次のページのところで、以前から言っておりますけれども、いろいろな分野が絡みますので、一昨年12月の洋上風力官民協議会でもお願いしたのですが、官民協議会では大きなフレームワークと数値目標が決まりましたけれども、基本的には、何を、いつ、どういう形でやっていくかという、その辺の順番と、やり方、時期、そういうのが定まらないとなかなか実現できないということで、作業部会を官民協議会の下に作って検

討はしているのですけれども、1年半やってきて、やはり感じますのは、経済産業省のただで完結する問題ではないので、やはり、大きなところで総合的に整合した形のグランドデザインというものを、誰かが作らなければいけないと。

これは、いつも作ってくれという願いはしているのですけれども、誰が、どこで、どう作るかというところがなかなか明確になっていないので、現状進んでいないのではないかと懸念がございます。

次のページ、海洋空間計画、これは新しい形で御提案していますけれども、今までは、洋上風力をやる場合は、どうしても日本の場合、漁業等の問題、あるいは既存で海を使っておられる方との利害関係とかございますので、これは、ヨーロッパの国でやっている例ですが、海洋空間をどういう形でやっていくのかというところをある程度大きなプランを作ることによって、スムーズな開発がされていると。

これについても、いろいろな省庁が絡みますので、どこかが一元的にリードをとって、こういう海洋空間計画を作っていないと、なかなか洋上風力を入れるのだと言っても、スムーズにいかないのではないかと考えております。

ですから、こういうことも、今後やっていただきたいというのがお願いでございます。

次のページのセントラル方式、これはもう、ずっと今まで言っておりますけれども、国のほうからも、プッシュ方式の系統の整備だとか、いろいろな議論をしていただいておりますけれども、これもなかなかプロジェクトがパイプラインとして見えない状況で、いつ、どこで、どういう形でやっていくかというのが、まだはっきりしませんので、こういうところも見える形で具体的にやっていく必要があるかと思えます。

最近、セントラル方式で、地盤調査をやるとか、いろいろありますけれども、その費用負担とか細かいことですが、そういう話も出ているようですけれども、そもそも国の入札、国の持っている海底というか、海に洋上風力を建てるために公募をしますので、そのために参加事業者に必要な、海の状況だとか、海底地盤だとか、その風だとか、それらデータの提供は最低限必要だと思っております。

ところが、最近、議論を見ていると、事業者にとって代わってやるのだとかいう議論があるのですけれども、選定事業者は、建設のために詳細な調査はしますけれども、我々が言っているのは、各事業者に公平になるようなデータを提供するというのが、国の公募としての必要最低条件ではないかという意味で、海底地盤だとか、風だとか、海象だとか、そういうところのデータは提供していただきたいとお願いしています。ここは、ちょっと誤解があるようなので、今、説明をさせていただきました。

次に、電源開発の促進税、これはFIT導入前に、左下に書いておりますけれども、CO2を排出しない電源に適用するというので、現在、原子力、地熱、水力が対象になっております。その後、FITの導入が決まりまして、現在では太陽光や洋上風力が脱炭素電源の中心となっております。

御存じのように、ラウンドワンでは、地元との協調のための出捐金として売上高の0.5%

というような形で、ある地域は合意をしたり、あるいは、絶対額幾らという形で、地域で合意をしたというところで、入札の結果で非常に当初の期待と違って差が出たというのがあります。

走りながら考えるということで、ラウンドワンはそういう形でありましたけれども、地元のこととか、本来の電源促進で地域と一緒に進めるというところから考えると、やはりこういう現行の電源促進税に洋上風力を適用していただくように法改正をやっていただきたいと考えています。

それによって、地域の公平性も出てくるのではないかと、また、地域もそれによって推進をしていこうということが起こるのではないかと考えております。

それから、次のページの全国大の系統の一体運用、これにつきましては、各地域の連系線、直流送電は便益ありというような形で、昨年からOCCTOのほうでも取りまとめていただいて、4月以降の来年度にマスタープランでまとめられるということになっておりますけれども、問題は、やはり運用を誰がやるか、OCCTOは、地域を超えた連系線等の所有運用の権利がございませんので、せっかくできるであろう、こういう系統の一体運用をやっていくという組織も必要ではないかと考えております。

ヨーロッパでは各国のTSOなどがやっておりますけれども、そういう形でやっていくのかなど。日本の場合は50Hz、60Hzがありますので、段階的には50Hzでひとまとまり、60Hzでひとまとまりと。それを統括するようなTSOというようなイメージで、段階的には、このHzごとに、まとまった形となっていくのかなと考えていますが、こういう広域で使用する電源でございますので、物理的に系統を引いていただいたら、やはりそれが効率よく運用されるというような組織も必要かと考えております。

次に、浮体式の洋上風力でございますけれども、欧州ではもうどんどん進んでおります。米国でも浮体式の検討が進んでおりますし、御存じのように韓国では、6ギガワットレベルの商用化をするということが発表されまして、ヨーロッパのプレイヤーが韓国の造船所などと、具体的な話を始めているというようなこともございますので、浮体式というのは、特に船舶造船業とか、そういうところとも大きく絡みますので、日本もうかうかしていると、日本の外にサプライチェーンができてしまうということになりかねない。

御存じのように、浮体については、日本の造船やゼネコンが、福島で世界最大の実証もやったという経験もございますので、これは日本の産業界にとって、非常に大きなアイテムということで、今、戦略的な開発をどういうふうに進めるかというのは、協会とエネ庁さんとかと一緒に、事前準備を始めたところでございます。

また、どういう形で早期促進していくかということでございますけれども、最終的にはEEZまで活用して検討していくということになりますので、EEZの法整備ということにどれだけの時間がかかるかというのは、ちょっと我々は分かりませんが、早急に開始していただきたいというところが希望でございます。

最後のページは、ちょっと付録的なものですが、水素も、今はいろいろなところ

から輸入をするのだというような話もございますけれども、やはり、輸入に頼っている限りはエネルギーセキュリティというところの問題は解決されませんので、浮体式で沖に行きましたら、そこで水素を作って持ってくるということも1つの検討材料として、これは当然、技術の開発とか、いろいろなコストの問題とかがありますけれども、可能性としては、電気分解装置のコストというのはほぼ変わりませんので、輸送費のリスク、海外から輸入するというエネルギーセキュリティの観点ということから考えると、浮体で水素を製造するというのも1つの課題として取り組んでいけばいいのではないかと考えております。

最後に、資料7-2にレターをつけておりますが、これはラウンドワンの入札に関して改善点ということで提出しましたけれども、去る3月18日、萩生田大臣のほうから、ラウンドツーを含めて全面的に見直すということになりましたので、我々としては、これから見直される委員会とか、ヒアリングとかに呼んでいただいて、よりよい条件を作りたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、委員を代表して、大林委員から、10分以内で委員意見書の説明をお願いします。

○大林委員 ありがとうございます。説明をさせていただきます。

お手元に委員の意見書があると思います。参考資料も参照しながら、お話をさせていただこうと思います。

先ほど来お話に出ておりますように、タスクフォースでは前回9月、第16回のタスクフォースで洋上風力の話を取り上げました。

その時点で、洋上風力を拡大していくために、どういった規制制度の在り方が望ましいのかという提言を行いました。

今回は、その16回のタスクフォース開催以降の洋上風力の進捗についてフォローアップということと、さらなる提言を行わせていただきたいと思いますと思っております。

先ほどからお話に出ておりますように、昨年度末に日本で初めての本格的な洋上風力の入札結果が発表されました。

ラウンドワンの開札結果は、さまざまところで、議論を巻き起こしています。まずは、非常に低価格だったということ。さらに、同じグループが3か所を独占して落札をしたので、洋上風力の産業界や地元からも意見が相次いでいます。

こうした状況を受けて、経済産業省は、改札前から募集を開始していたラウンドツーの入札を延期して、改めて本年の後半に、ほかの案件とともに入札を実施することを決めました。

タスクフォースでは、ラウンドワンの結果そのものについては評価を行いませんが、今回多くの関係者が疑問点として挙げた運転の開始年が明確に入札の選考過程の中で、どう評価されていたのか。また、地元の合意と先行事業者の活動をどう評価すべきかとい

う論点など、こうした疑問が出た原因は、入札の条件や評価過程について明確な基準が示されていなかったためではないか。入札に応札した事業者が全て同じ理解で臨んだわけではなかったということに、後で異論が出た原因があると考えます。

前回も申しましたが、入札の条件となる区域が、段階的に指定されていく基準が、不明確です。一定の準備区域に進んでいる区域に行くまでには、事業者が地元に入って、様々な活動を行っている必要があり、個々の事業者の活動が前提となっています。

そこから、有望な区域、促進区域に選定され、さらに入札が行われますが、こうした段階での事業者の先行的な活動は、一度の入札だと評価されないので、不満が残る一番の原因になったと思います。

先ほどJWPAのほうからも話がありましたが、今後、2030年までに、どこで、どれだけのボリュームで入札をやっていく計画か、複数年示すことが必要ではないかと思います。今年度中に、何を、いつ、どこで、どれだけやるのか2030年までのロードマップを示すことが必要ではないかと思います。ラウンドワンの結果の総括は、今、経済産業省で行われていますが、今後の方向性についても、一刻も早く選定基準の明確化を図り、今年の前半までに選考基準の見直しと取りまとめ、基準の公表が行われるべきです。

こういった選考基準を設定するに当たっては、事業者との意見交換を実施する。入札要件に、今回議論になった運転開始時期のスケジュールというのを明示する。また、選定基準について、全ての参加者が同様の理解を得られるレベルでの明確化が必要です。

先ほど、三菱やJWPAからも話がありましたが、PQ制度の導入、あるいは段階的選抜制度を入れていく。最初に事業者の適格性を見て選定を行う。次に、価格に向けた入札を行っていくというやり方を導入する。複数の事業者が、何か月もかけて同時に走っていくというやり方は非効率ですので、こうした制度の導入を、今年行われるラウンドツールの入札についても入れることが望ましいです。

洋上風力の開発は、事業者が適した土地を探して、地元に入って地権者の合意を得て、系統の権利を得て、漁業者と議論を進める、同時に自治体に働きかける、といった活動が暗に期待されていますので、事業者の負担を軽減すること、そして、全ての事業者が同じスタンスに立ったデータを得て、そこから競争できる仕組みを導入すべきです。

重要なのは、セントラル方式を早めに進めることで、ラウンドワンの入札状況から得られる教訓としては、日本の洋上風力産業の基盤が均一ではないことです。

セントラル方式は政府が区域を決めるだけではなく、漁業関係者と調整し、系統接続に必要な許認可の取得をし、地域の地盤の調査、関係影響評価などをまとめる形で用意をして、全ての事業者が、同じ土台に立った情報を得ることができ、そのうえで競争していく方式です。では、いつから、日本版セントラル方式をやっていくのか、明確にしていきたいと思います。以前、エネ庁と意見交換させていただいた限りでは、セントラル方式を適用するのは、まだ事業者が全く入っていないところからやると聞いていますが、果たして今の時点で事業者が全く入っていない地域が、洋上風力に適しているといえるか難し

いのではないかと思います。今、一定の促進や準備段階にある区域で、日本版セントラル方式が準備される必要があると思っています。

系統連系の問題については、いろいろ事業者のヒアリングを行っている中で、まだ依然として日本では、系統をどう確保していくのか問題だと指摘されています。

日本の場合は、これは洋上風力に限ったことではないですが、既設の送電系統の連結点まで、自然エネルギーが自営線を引いてというのが基本になっていて、自営線が長く、非常に負担が大きい。その自営線を引くルートや、どういった形で引くのかに関しても、地域の一般送配電事業者の意見を聞いて、それに沿ってやらなくてはならず、合理的な自営線が引けるのかどうかというところも、議論が分かれています。

セントラル方式においては国が系統容量の事前調査を行って系統を確保するとか、事前調査を実施する区域について議論するといった、審議会での議論も進んでいるけれども、系統の検討を始めるのが、「一定の準備段階に進んでいる区域の中で有望な区域に求められる要件のうち、系統確保以外の要件を満たす区域を対象として実施」という文言になっていて、系統だけが達成できていない有望な区域については、系統の検討、事前調査を始めるとなっていますので、それでは、非常に遅い。既に一定の準備段階にある地域の段階で、いろいろな事業者が作業を始めていますし、地権者とも話しているので、一定の準備段階に進んでいる区域の段階で系統の確保が進められることが必要です。

日本の場合は、既存の陸上の連結点まで行くのですが、陸上の線は非常に長く、数十キロも負担をするケースがありますので、できるだけ洋上風力に近いところまで一般負担とすることが適切です。海外ですと、洋上風力、洋上変電所までの送電系統は、事業者が整備をし、その先は、送配電事業者の負担で整備する例が多いので、こうした考えをとり入れる必要があります。

少なくとも、今回、日本版セントラル方式においては、洋上風力の自営線に関しては、陸揚げ地点近傍に建設するハブ変電所またはハブ開閉所までを一般負担で整備するということを明確化する必要があります。

また、これは洋上風力のためだけではないですが、JWPAからもあったように、将来に向けては、9地域の分かれる電力市場・グリッド制度から、既存系統を統合して一体化して運営を行うことは、将来的に議論される必要があります。

次に、気象・海象、地盤・環境基盤調査、漁業基礎調査について、国が提供するデータがどこまで信頼を得て、使えるものなのか、事業者から、多くの不安が言及されています。こういったデータについては、少なくともウィンドファーム認証が得られるレベルのを担保するということを明確にし、それに向けた調査、精度の高いデータを国が提供するべきです。環境影響評価については、今、方法書までしか議論されていないのですが、準備書の作成のためまでの調査を行うことが必要です。

また、漁業者との調整の基盤となる漁業基礎調査を国が行うことも明確にしていきたい。

こういったことに関しては、次の入札の開始までには論点が整理されて、適用に向けた作業が始められるということが望ましい。

調査で得られたデータについて、有償か無償で提供するかという点ですが、無償だと税金で調査をするのは、自主的に事業者の補助となるという意見もありますが、有償で買い取るコストというのは、結局は洋上風力事業者のコストになり、結果的には国民の負担になるわけですから、無償で公開をするということが、他の事業者にも役立つし、必要だと思います。事業化のための精細な調査については、選定事業者が自分の負担でやりますので、最初の調査は、無償で公開をしていく必要があると思います。

カボタージュ制度について。前回も取り上げました。

前は、日本では大きなモジュール船がない中で、これをうまく調達ができないので、カボタージュ制度があることが原因になって、日本の中で、工場ができない懸念が指摘されています。日本の基地港湾に船が入っても、そこから先の需要地に行くことができない。そうであれば、直接海外に工場を作って、それで外国の船が日本に向けて需要地に運んでくるといようなことが行われる。アジアの国々に工場が誘致されて、ハブとなってしまふことを指摘しました。

また、内航船が前提となるため、コストが上がる。日本船員の確保や船の調達ができなくなり、作業が遅れてコストが上がる。これも、前回指摘したところ、国交省の回答では、国交大臣の特許取得を行う、あるいは、船籍の変更を行うということで、規制に対応せよという回答でした。しかし、その後もタスクフォースで様々なヒアリングを行い、特許の取得基準が非常に不明確であることなどが指摘されています。

また、船籍の変更ということに関しては、変更のプロセス、要求事項、コスト感が、まったく明確ではないので、プロジェクトや事業として実施には大きな手間がかかると聞いています。

まず、特許についての現状の把握が喫緊の問題となります。洋上風力建設に係る船舶に関する特許の運用を明確化すること年間にどのぐらい特許が出されているのか、そうしたデータを、提供していただきたい。

類似の件では、海底ケーブルの敷設船など特殊船への特許許可があったと聞いていますが、こうした先例に鑑みて、洋上風力建設に関わる船舶については、当面、特許を与えるなどが必要です。

また、他の措置提案として、日本の国内の港湾について特区指定を行って、特区に指定された港湾については、外国船舶が内航することが可能となる制度を導入するということも必要ではないかと思っています。

次に、海洋空間計画。

海外では、海洋空間計画の策定がなされ、漁業権の設定のある沿岸のみならず、沖合やEEZについても活用計画が定められており、その中で、洋上風力の役割が、明確に規定されています。日本でも、この海洋空間計画の議論がようやく始まったところですが、それに

先立つ、海洋基本計画等の議論の中で洋上風力開発の必要性が、明確には認識されていない。

既に欧州では、浮体式の洋上風力の入札が行われて開発が進んでいます。例えば、30年には、現在の着床式と同じような価格になるという予測も出ています。韓国でも釜山沖に、6ギガワットの浮体式洋上風力のプロジェクトがある。

着床式はもちろんですが、浮体式は、日本にとっても洋上風力のポテンシャルを広げることができるエネルギーですので、こういったEEZにおける洋上風力、特に浮体式洋上風力の活用を明確に位置づけるべきです。

第4期海洋基本計画において、洋上風力の位置づけを明確化していくこと、さらに浮体式洋上風力の2030年までの開発ロードマップをつくる。今の日本のエネルギー基本計画の中では浮体式洋上風力の目標値が明確にうたわれていないので、30年の数値を明確にすることで、業界の気運を高めることが必要だと思います。

また、こうした議論を行っていく過程の中では、官民協議会があるのですから、官民協議会の場を利用して、業界から意見を吸い上げる活動が必要です。

私からは、以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、経産省、国交省から合わせて10分以内で御説明をお願いいたします。

○経済産業省（石井室長） それでは、経済産業省から御説明いたします。資料をお開きいただければと思います。

まず、1ページ目ですけれども、日本版セントラル方式の検討状況について御説明をいただきます。

2ページ目です。

こちらは、今年の1月に審議会で議論を開始した資料ですけれども、日本版セントラル方式の確立と担い手の検討について進めております。

これまで、いろいろ先生方から御指摘いただいているとおりですけれども、洋上風力発電の導入目標の実現に向けましても、継続的な案件形成が不可欠な中で、複数の事業者による調査の重複実施が非効率であるという御指摘をいただいております。

そのため、初期段階で重複して実施される調査については、政府ないしは政府に準ずる特定の主体が実施しデータを管理すべきだと考えておまして、JOGMEC、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が一部を担うことを念頭に、今般、JOGMEC法の改正といったもの手続を、今、進めているところでございます。

次のページをお開きください。3ページ目でございます。

具体的にセントラル制度が確立した際のイメージをお示したものが、こちらの線表でございます。

左側から見ていただければと思いますけれども、毎年大体1月から3月頃に都道府県から情報提供をいただいております。

情報提供をいただいた区域については、準備区域と位置づけられます。その中で、ある一定の考え方に基づいて選ばれた地域に対してセントラル調査というものを実施していく、そういうことを考えております。

ちょうど真ん中の、えんじ色の矢印でございますけれども、そこに該当した区域については調査を開始し、大体2年近くデータを取得して、その上で下のほうに矢印が伸びておりますけれども、得られた調査結果を事業者へ提供する。

その上で、下の青い矢印でございますけれども、事業者は、その調査結果を用いて国の公募に対して提案書に当たりますけれども、公募占用計画を検討し、作成される。そして、公募に参加をいただくという、そういう流れを検討しております。

その上で、事業者が最終的に選定されますと、さらに詳細設計に必要な調査などについては、事業者のほうで実施をしていくというものです。

大体風況調査については、季節性がございますので、少なくとも1年以上のデータが必要だと考えられております。

したがって、このように進めることによって、2年近くのデータが蓄積され、その情報を提供できるのではないかと、そういう趣旨でございます。

続きまして、4ページ目をお開きください。

国の審議会のほうで、実際にセントラル制度を進めていくに当たって検討すべき論点として例示しているものがこちらでございます。大きく3つあります。

1つ目です。まずは、適用対象とする区域の考え方です。日本版セントラル方式を適用する調査対象について、どのような考え方に基づいて整理すべきかと。

例えば、準備区域全てに対して実施できれば、それはいいのですが、やはり予算等の制約がございます。限られたリソースの中で、どのように優先順位をつけていくのかというのは、非常に重要なテーマです。

2点目は、調査手法と、それから仕様についてです。現在、後ほど御説明しますが、セントラル方式の確立に向けて、実証事業を進めております。その中では、洋上風力発電の基本設計に必要な項目のほか、環境影響評価の初期段階へ事業者が共通して行う項目ですとか、そういったものについて調査手法や仕様の整理を行っております。

一方で、先ほども御指摘がありましたけれども、発電事業者側の意見も加味していくことが重要であると考えております。

したがって、対象区域の地域特性なども踏まえながら、調査仕様というものをどのように決定していくのかと、そのプロセスについても検討が必要だと考えています。

最後、3つ目です。こちらは、調査費用の負担の在り方でございます。これは、国の予算を活用して実施した調査事業の成果ですので、原則、国や独法に帰属します。その成果を活用し、発電事業を実施する民間事業者からの費用回収については、供給価格が低減されるといった側面もありますけれども、そういった国民負担軽減も考慮しながらいかにあるべきかと、そういう論点について、現在、審議会において検討を進めているところでご

ざいます。

続きまして、5ページ目を御覧ください。

こちらは、先ほど申し上げましたセントラル方式の確立に向けた実証事業でございます。上から4つ目のポツを御覧いただければと思います。

技術委員会を立ち上げまして、JWPAさんにも入っていただきながら、必要な調査仕様ですとか、手法の整理、検討というものを進めております。

具体的には、左下のところを見ていただければと思います。実海域で調査を実際に実施しております。北海道の岩宇・南後志地区沖と山形県の酒田市沖、それから岩手県の洋野町沖という、この3海域を例にして、共通仕様の検討とか、データ形式の共通化等々、こういったことを狙って各種調査を、今、進めているというところでございます。

次のスライドですけれども、こちらは、割愛をさせていただきますが、国の審議会に出てきました、このセントラル制度に対する御意見というものをまとめたものでございます。

次の7ページ目をお開きください。

こちらは、いわゆる我々が第1ラウンドと呼んでおりますけれども、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、それから、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖における入札結果の総括について御説明をするものです。

8ページ目をお開きいただければと思います。

公募評価方法の検討経緯、それから公募選定経緯をお示したものです。こちら3月22日の審議会でご発表したものでございます。

まず、1ポツですけれども、占用公募制度に関する運用指針というものを、2018年の12月から19年の3月にかけて国の審議会において議論をしてきました。

その上で、4月にその指針案についてパブコメを実施し、6月に指針をセット、公表しております。

さらに2ポツです。この指針に基づきまして、2020年の8月に第1ラウンドの公募占用指針、まさに国の公募要領ですけれども、その案を国の審議会において議論をし、同じく9月に千葉県知事、それから秋田県知事に対して意見聴取、それからパブコメというものを実施しております。

3ポツです。その上で、公募選定プロセスに入っております。2020年の11月に第1ラウンドについての公募を実施しております。

2021年の5月に公募を締め切りまして、能代市、三種町、男鹿市沖5社、それから、由利本荘市沖が5社、銚子市沖は2社ということで、計12事業者から提案をいただきました。

昨年の5月から12月末にかけてですけれども、10回にわたって第三者委員会を開催し、評価について議論しております。この中では、延べ200回以上の質問回答というのを公募参加者との間でやり取りをし、ヒアリングなども実施しております。

さらに地域協定に関する評価については、実際に提案書を両県知事に送付していただき、意見聴取した上で、第三者委員会で議論しております。

その上で、12月24日に選定事業者を公表したと、そういう経緯でございます。

次のスライド、9ページ目をお願いします。

こちらは、評価の全体像です。発電事業は、長期的、安定的かつ効率的に実施していく、そういったことが可能な事業者を選定する必要がありますので、その観点から適切に評価できる、そういう体系を取っております。

具体的に下の表を御覧いただければと思います。供給価格点について120点満点、それから、事業実現性に関する要素ということで、点数評価120満点で評価をしております。

供給価格については、120に対して最低供給価格を提示された方の価格に対して、提案価格で割るという形で、それを乗じて算出するという形になっています。

それから、事業実現性に関する要素については、事業の実施能力80点に加えまして、地域との調整、地域経済等への波及効果40点ということで評価をしております。

続いて、10ページ目をお開きください。

こちらは、事業実現性に関する要素の配点でございます。先ほど申し上げました運用指針の抜粋に当たるものです。

一番左側から事業実施実績30点、それから、事業実現性35点、この中の事業計画の実現性20点、こちらの中に運転開始時期ですとか、事業実施体制、それから、工事工程、あとは発電設備の構造など、トータル10項目で構成されておりますが、これら10項目で、この20点というものが構成されております。

それから、右に行きまして、安定的な電力供給15点、地域との調整20点、地域経済等への波及効果20点と、そういう構図になっております。

続いて11ページ目をお開きください。

実際に公募評価のためには、第三者委員会を開いております。

○山田参事官 すみません、少し時間を巻いてもらえますか、公募の仕組みの説明は、今日は、そんなに議論する必要がないかなと。

○経済産業省(石井室長) 分かりました。そうしましたら、少し割愛をさせていただいて、結果のほうを御説明いたします。

14ページ目をお開きいただけますでしょうか、すみません、そこも割愛して、18ページ目まで飛ばしたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

○経済産業省(石井室長) 第1ラウンドを総括したスライドが18ページ目でございます。

選定結果公表後の報道等ですけれども、(1)にありますように、選定事業者の事業計画に基づかない、事実とは異なる情報等に基づく様々な報道がなされたというのが1点目。

2点目が、建設業者等から低い供給価格を背景とした不安の声があったと。

これらは、事業者のノウハウが含まれているため、公募占用計画の内容を非公表としたことから、大部分憶測に基づいてなされたものと、我々は推察をしております。

2つ目が、事業実現性の評価でございます。先ほど申し上げましたとおり、最低供給価

格を提示した方が満点を取れる仕組みになっていますけれども、他方で、事業実現性については、トップランナーが存在しない評価項目が存在するといったことから、満点を獲得しがたい、あと、評価結果に差異が生じにくい、そういう評価項目がありましたというものでございます。

2つ目が、運転開始時期です。それから、サプライチェーン形成計画、そういったものが事業実現性の評価を構成する複数ある評価項目のごく一部だったということで、政策的重要なポイントの評価の差が鮮明には見えにくい評価方式であったというのが大きな2点目です。

3点目です。国民負担を低減する低い供給価格ということで、こちらは低い供給価格を引き出し得る供給価格点算出方法であったと。

今回の公募では、供給価格を意識した札入れは、今後ですけれども、想定されるということで、今回の供給価格が1つのベンチマークになり得る。

したがって、今後の公募では、相対的に事業実現性の評価点の重要性が増す可能性があるという声がございます。

最後、4点目が、三菱商事エナジーソリューションズさんが代表企業となるコンソーシアムが全区域において選定されたと、そういう結果でございます。

これらを踏まえた今後の方向性案ということで、3月22日から審議会で審議しております。大きく4つです。

1つ目は、透明性の公表、選定プロセス、それから、公募占用計画についてです。

2点目が、政策的重要なポイントの評価項目について、差異が鮮明に表れるように評価していくという話。

3点目が、引き続き低い供給価格を引き出す評価方法を維持していく。

4点目が、引き続き多様な事業者が公募に参画する競争環境を構築していくと、これらの観点に基づいて、現在、検討を行っております。

それ以降のスライドは、その具体的な内容ですので、時間の関係から割愛させていただきます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、残り時間、あと15分強ですけれども、質疑応答に入りたいと思います。

○大林構成員 国交省はないのでしょうか。

○山田参事官 国交省は、ありますか。

○国土交通省（大岡室長） 経産省が説明してくれたとおりです。国交省として補足はありません。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、残り時間、議論に入りたいと思います。基本的に資料8-1の委員ペーパー

の論点に沿って議論をしたいと思いますが、全ての論点は当然取り上げられませんので、今日取り上げられなかったことは、後は紙ベースで、また質疑をさせていただくということにしたいと思います。

それでは、委員の先生から、いかがでしょうか。

まず1番目の論点は、ラウンドワンの改札結果と、その後の選定基準の見直しについてでありますけれども。

大林さん、どうぞ。

○大林構成員 すみません、順番に沿ってとなりますか。

○山田参事官 はい。

○大林構成員 そうしたら、私は、現時点では結構です。

○山田参事官 そうですか。

1番の論点について、ありますか。

よろしいですか、少し経営競争制限的なのも資料の中には書いてありますけれども。

○八田構成員 先ほどの20ページでは、「低い供給価格を引き出す評価方法の維持」と並んで、「引き続き多様な事業者が公募に参加する競争環境の構築」とが目的とされていますが、これは、一社一社総取りは防ぐということを意味しているのですか。

○山田参事官 経産省、御回答をお願いします。

○経済産業省（石井室長） どうもありがとうございます。

必ずしも、そういうことではなくて、多様なプレイヤーの方々が参画することによって、様々なサプライチェーンが国内に形成されていくことが重要であると考えております。

今、御指摘いただいたとおりでして、低い供給価格を維持するというのは、国民負担の低減の観点から極めて重要ですので、この点について重視しつつ、適切な環境整備を図ってまいりたいと考えております。

○八田構成員 ということは、また一社一社総取りになっても構わないということなのですか。

○経済産業省（石井室長） いや、これは、これからどういうやり方が適切なのかというのを審議会において議論したいと思います。

○八田構成員 一社一社総取りになった場合のデメリットとしては、役所としては、どういふことがあるとお考えですか。

○経済産業省（石井室長） 例えばですけれども、サプライチェーンの形成の観点から、1つのサプライチェーンしか構築されないといったことでありますと、産業政策上、デメリットといたしますか、何らかの観点から、特に洋上風力については、まだ黎明期ですので、多様なサプライチェーン、多様な事業者が参画できる環境をつくるということが大事ではないかと考えています。

○八田構成員 少ない事業者でやったほうが、将来にわたっても能率がいい場合もあるかもしれないですね。

○経済産業省（石井室長）　そういうケースはあるかと思えます。

○八田構成員　そうすると、多様な事業者が参加できる環境を、産業政策的な観点から構築するときには、厳密に期限を制限する必要があるのではないのでしょうか。産業政策とやり出すと、談合の公認版みたいになってしまって、延々に続く場合が多いので、期限は明確に制限する必要がありますね。

○大林構成員　例えば、10年だとか、そういった期間を設けて、その間は、マルチは確保しないようにするとか、そういったことを先生はおっしゃっていると思います。

○八田構成員　そうです、だから、産業政策が理由だとしたら、そうではないかなと思いますけれどもね。

その辺は、どうお考えですか。

○経済産業省（石井室長）　ありがとうございます。

黎明期の今において、どのような環境整備をしていくのが大事なのかということについて、期限を切ったらどうかという御指摘だと思いますけれども、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○八田構成員　はい、そうです。

○経済産業省（石井室長）　今後、そういった観点も含めて、審議会の中で、ぜひ議論をしていきたいと思えます。

○八田構成員　必ずしも多様化が絶対必要だというわけではないけれども、もし、その観点を入れるのなら、やはり一定の制限が要るのではないかということです。

くどくてどうもすみません。

○山田参事官　ありがとうございました。

それでは、すみません、時間もないので、2ポツのセントラル方式に移ってもいいでしょうか、セントラル方式に関して、川本さん、どうぞ。

○川本構成員　ありがとうございます。

JWPAさんが御説明された資料の5ページをちょっと見ていただくと、論点が明らかになると思うのですが、よろしいですか。

どうも話がかみ合っていないのではないかなと思っております。セントラル方式という場合に、一般的には、国が前に出て、事業環境の条件を整備する。事業者は、そういう条件のもとに、どれぐらいの価格で応札できるかということを検討する。従ってそういう条件を早く国が責任をもって出すようにする。決まらないところは国が前に出てやりますよ、これが一般的にいうセントラル方式の考え方だと思うのです。そこで、JWPAさんが要望され、我々の委員提言書も大体同じラインだと思うのですが、条件には色々な要素があるわけですね、この左側にあるように。

ところが、-間違っていたら御訂正いただきたいのですが-今、経産省さんが日本版セントラル方式ということで言うておられるのは、この色々な条件の中の一つであるサイト調査の、風況・海底等の調査を国がやりますと。NEDO等が、実際にやられて、実証的

にやられており、国がやるのはそれに限られているように聞こえたのですけれども、このほかの要素、地元の合意、漁業権の話もあるでしょうし、それから、非常に大事なものとして系統連携もあるでしょうし、こういったことについて、国が前に出て、入札前に明確にするということではないのでしょうか。そういうある種狭い日本版セントラル方式ということにされているのは、何か理由があるのか。また、私どもの提言あるいはJWPAの主張は、もっとほかの条件面でも国が前に出てほしいということです。そうした他の条件についても早く国が決めて、次の入札までには、ちゃんとルールを明確にしてほしいということなのですが、それについては、可能なのでしょうか、可能ではないのでしょうか。

○経済産業省（石井室長） ありがとうございます。

今、御指摘いただいた点については、私がさっき御説明したのは、セントラル制度導入に向けたアクション、要するに手法というかアクションを御説明したものでして、先生が今、御指摘いただいたとおりで、セントラル方式を導入する意義の1つとしては、発電業者が、ここに参加する事業者のイコールフットィングというものが大前提にあります。

したがって、他の調査項目についても含めて、セントラル方式を確立していきたいと、そういう思いで進めています。

具体的には、経済産業省だけで取り組むべき項目もあれば、そうではない他省庁と連携してやっていくところもありますので、そこは関係省庁とも連携しながら取組を進めております。

ただ、次の公募から実際にセントラル方式を導入できるかといいますと、どうしてもセントラル制度確立に向けた実証事業、2022年度まで、今、進めておりますので、次の公募には、残念ながら間に合いません。ただ、それ以降に対して、このセントラル制度が適用できるように、鋭意努力をしていくということだと思って、我々は、今、取り組んでいるところでございます。

○川本構成員 ありがとうございます。

では、2023年度からは、この全ての面におけるセントラル方式というものを実施していくということ、少なくとも目指されている、少なくとも御担当の限りではコミットしていると、こういうふうに考えてよろしいでしょうか。

○経済産業省（石井室長） すみません、実際に、2023年度から公募するためには、それに先駆けて、2年近くの前調査データが必要になりますので、したがって、23年度からセントラルの調査というものは実施していくことができると思います。ただ、公募は、実際にデータが取れた上での公募になりますので、セントラル制度を活用した公募となりますと、もう少し先になります。ただ、セントラル制度を導入するための調査というものは、2023年度以降、実施できるように進めていくと考えています。

○川本構成員 すみません、しつこくて、そうすると、セントラル方式のもとで行われる入札というのは、何年からなのでしょう。

○経済産業省（石井室長） すみません、それを実際に合意いただける地域というものも

当然必要になってきますので、実際に合意いただいて調査ができるような状況になってからとなりますけれども、2025とか、それぐらいからになるのではないかと思います。2年近くのデータを取ることになりますので。

○川本構成員 分かりました。結構です。

○山田参事官 大林さんから手が挙がっております。大林さん、すみません、セントラル方式、それから系統、それから4番の気象、海象の辺りまで含めて。

○大林構成員 すみません、もう時間がないので簡単にいきたいと思います。

川本さんのほうで明確にさせていただきましたけれども、一体国がいつセントラル方式を適用してくるのかということです。

25年からということになると、そこで入札が行われてセントラル方式ですと。そうすると、2030年まで5.7ギガワットにはもう何か、ファーというか、遠い形になってしまうかなと思います。

そこでお伺いしたいのが2つございまして、ちょっと先ほどの今後の入札にも関わりますけれども、私は、やはり、いつ、どこで、どれだけの規模を行われるかというのを国が明確にすること、パイプラインを明確にしていくことというのが事業者にとって非常に大きな頼りになると思いますので、ぜひロードマップを明確に示していただきたいと思います。促進、何か有望とか、そういう感じではなくて、いつ、どこで、どのぐらいの規模、例えば今年ですね、来年、再来年と、どのぐらいずつやっていくのかというのを明確にさせていただきたいと思います。それで、25年からはセントラル方式を適用するという前提でやっていただきたい。

しかも、その調査についてなのですけれども、この調査は、準備区域の段階から調査開始するわけですが、ウィンドファーム認証に活用できる制度を目指してやってくださるということでしょうか。それがなかなかないと、迅速な入札の決定とか、そういったことはできませんので、最終的には当然事業者がもう一度やるわけですけれども、ある程度制度がないと意味がないということになりますので、2025年からやるセントラル方式に関しては、まず、制度が保たれるのか。

あと、御発言の中でちょっと気になったのが、全ての地域をできるわけないというふうにおっしゃったのですけれども、そうすると、やっていない地域とやっている地域があって、ある意味、平等ではないわけですけれども、そこに入札が同時にかかっていくということになるのでしょうか。私は、やはり入札、公募するところというのは、ちゃんとどれもセントラル方式でやっておくべきだと思っています。その御確認をお願いいたします。

あと、系統もぜひセントラル方式で入れていただきたい。

○山田参事官 すみません、ちょっと回答をもらう前に、高橋先生からも手が挙がっているので、高橋先生の回答質問？を得て、それで回答をもらいます。

○高橋構成員 私は意見書6のEEZの話です。海洋基本計画にEEZにおける洋上風力の活用を位置づけるべきではないかという我々の意見、提案が出ております。先ほど、JWPAさん

のほうからも洋上風力との絡みで、これは非常に重要であるということで、ロードマップの策定を、いつまでにやっていただけるのかということについて、これは国交省になるのですかね、御返答をお願いいたします。

以上です。

○山田参事官 あとカボタージュについて、何か委員の先生からありますか、では、大林さん。

○大林構成員 すみません、もう時間がないのですが、先ほど海事局のほうからは、御発言がなかったのですが、それでは、私どもが書かせていただいた意見書については、それに沿って検討してくださるということでもいいのかどうか、時期についてもお伺いできればと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

経産省には、まず、ロードマップを作りますねということと、ウィンドファーム認証のレベルに見合うようなものになりますねということと、全ての地域で作ってくれますねということと、あと系統についても、セントラル方式をとということ、この4点。

それから、内閣府の海洋事務局については、EEZのお尋ね。それから、最後、海事局にカボタージュについての考えということで、経産省、海洋事務局、国交省の順番で御回答ください。

その後、山田大臣政務官から、まとめをいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○経済産業省（石井室長） 経済産業省でございます。

いつ、何年に、どの地域で公募というのは、それは、申し訳ございません。難しいです。というのは、地元の利害関係者の合意が得られて初めて促進区域に至るものですので、この段階で、何年にどこが合意に至るということ、すみません、お約束できるものではございません。

あと、ウィンドファーム認証にも耐え得るような調査結果をとということですがけれども、このセントラル方式で調査していく中身について、手法ですとか、仕様については、現在、JWPAさんも入って議論を進めています。基本的には、基本設計に耐えられるような調査結果を得ていきたいと考えております。

あと、セントラル方式の適用区域です。すみません、ちょっと語弊があったかもしれませんが。準備区域になった全てを調査するということは無理ですと言っただけです。その中からセントラル方式に適用できるところをしっかりと選び出しながら、優先順位をつけて実施していくというものです。その点、すみません、ちょっと訂正させていただければと思えます。

○山田参事官 あと、系統についても、セントラル方式をやってくださるというのは。

○経済産業省（石井室長） すみません、系統については、国のほうで暫定確保するとい

う制度を取り込んでやっていこうと思っております、それもこのセントラル方式の中で、今、取組を進めているところでございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、総合海洋政策推進事務局から、お願いします。

○内閣府（蘆田参事官） 内閣府海洋事務局でございます。

第4期の海洋基本計画において、EEZにおける洋上風力、特に、浮体式洋上風力の活用を明確に位置づけるべきではないかということで御提言いただいております。まさに、これから第4期の海洋基本計画策定に向けた議論を進めてまいりますので、本日いただきました提言を含めまして、引き続き関係省庁と連携して検討させていただきたいと思っております。

○山田参事官 最後、国交省海事局、お願いします。

○国土交通省 国土交通省海事局でございます。特許について、お話がございました。ありがとうございます。

まず、実態の報告という観点に関しては、少し精査させていただいて、また、私企業に関することもございますので、どこまで出すのかということも含めて検討させていただければと思います。

また、2点目として特許の運用についてもお話がございました。前回もお話ししたかもしれませんが、特許に関しては、閣議決定された海洋基本計画でもカボタージュ制度を維持すると書かれている上に、昨年通常国会で海事産業強化法というのが成立した際に、「カボタージュ規制については、国内海運産業の安定的な海上輸送体制の確保の観点から、今後ともこれを堅持すること」との附帯決議が、衆議院、参議院、両方全会一致で決議をされております。こういった立法府の決議も踏まえて、我々、この特許、審査基準に基づいて、個別の事案ごとに慎重に審査しているところです。

そういった意味で、一律に無条件で特許してくださいと言われると、それは、なかなか難しいかなと思います。

その上で、1点申し上げると、我々も当然、洋上風力発電は推進していきたいと思っております。昨年9月の第16回タスクフォースで御指摘いただきまして、我々も相談窓口を作ったり、関係協会の皆様のお話を聞いております。そういった中で、日本の海運業界からも、洋上風力に関与していきたいという動きがございますので、まさに国内関連産業の創出育成という観点で、我々も一生懸命努力していきたいと、また、ニーズがあれば、いろいろなことをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山田参事官 すみません、まだまだやり取りを続けたいところですが、時間が過ぎておりますので、最後に山田大臣政務官から御発言をいただけますでしょうか。

○山田大臣政務官 大臣政務官の山田でございます。

本日は、三菱商事エナジーソリューションズ、日本風力発電協会、経産省、国交省、そ

して、各省の皆様に御議論いただきまして、本当にありがとうございます。

まさに海洋風力発電の導入というのは、我が国のカーボンニュートラル実現の切り札であります。6ギガという目標を何とか実現するに当たっても、事業を担う民間事業者と国の自治体が総力を挙げて取り組んでほしいと思っています。

議論の中では、グランドデザインの必要性や、プロジェクトの可視化、ロードマップをきっちり明確にする。方向は同じなのだけれども、やはり期日を決めて、実現しなければならぬといったことが、今回のポイントだったと思います。

ラウンドワンを受けて、入札の在り方もいろいろ議論されました。特にセントラル方式に関して、国の役割といったところを、今日、明確にしたのだと思います。あとはスケジュールをしっかりと決めて、例年6月頃にまとめられます、規制改革会議の改革実施計画に、いつまでに何をするのかということ、具体的にコミットしてもらいたいと思っていますので、各位よろしくをお願いします。

○山田参事官 山田大臣政務官、ありがとうございました。

本日の議題は、以上といたします。次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTubeの動画概要欄に記載してあります規制改革推進室の公式ツイッターにおいて、今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。